

平成25年5月10日

三次市財務部課税課

---

---

## 固定資産税の課税明細書における誤表記について

---

---

平成25年度固定資産税の課税明細書において表記に誤りがあることが判明しました。

なお、納税通知書、納付書等税額の誤りはありませんでした。原因は、課税明細書を一括印刷するプログラムの不具合によるものです。

課税明細の再印刷を行い、お詫び文と合わせて今月中に発送を完了させる予定としています。

市民の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

### 【誤っていた内容】

- 土地の所在表示において、山林部、耕地部の印字(山)と(耕)が反対になっている。
  - 家屋の「構造」と「種類」の印字が誤っている。
  - 家屋の一部で「前年度課税標準額」が表示できていない。
  - 家屋の所在地が「番地」となるべきところが「番」となっている。
- 対象件数は24,833件

---

### 本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 財務部 課税課 資産税係 (担当/西川)  
電話番号:0824-62-6124 FAX番号:0824-62-6345  
E-mail:kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp  
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号